

SCSK健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表について (H31. 3. 13 更新)

SCSK健康保険組合(以下「当組合」という)におきましては、被保険者やその家族(以下「加入者」という)からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等に受診された際に、医療機関等から当組合に請求される「診療報酬明細書(以下「レセプト」という)」に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保険事業に活用いたします。

当組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。

しかしながら、健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当し、厚生労働省が示したガイドラインにおいて、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされております。

したがって、当組合においては、個人情報の利用目的や活用方法について、次のように公表いたします。

1. 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に活用します。

- ・ 当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者(異動)届」の記載事項(保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号、報酬月額等)を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース(以下「マスター」という)」を作成し、当組合の業務処理コンピューターにデータを収納、健康保険業務全般に活用します。
- ・ 「被扶養者(異動)届」の提出に際して、課税・非課税証明書、給与明細書、在学証明書などの収入等判定書類によって、認定作業を行います。
- ・ 「被保険者資格取得届」、「被扶養者(異動)届」のチェック作業が終了した後、「健康保険被保険者証」の発行を行います。
- ・ 「被保険者資格喪失届」の際に、健康保険被保険者証を返還していただき、チェックの上、一定期間保存後に廃棄処分いたします。
- ・ 「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更(訂正)届出及び「被扶養者(異動)届」により、データの変更等を行います。
- ・ 事業所から提出いただいた被保険者の給与口座情報は、当組合の業務処理コンピューターに収納し、給付等の支払いに利用します。
- ・ 「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等にも利用します。
- ・ 「マスター」の住所、氏名等の連絡先を用いて、当組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に記載された連絡先にご連絡することもあります。

- ・ 医療機関や他の保険者（区市町村、年金事務所を含む）から資格喪失か否かなど保険診療の照会があった場合、相手先確認の上、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日など、有資格者か資格喪失者かについて回答します。
- ・ 資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。
- ・ 保険証を再発行する場合の手数料の可否の確認のため、警察に遺失物か盗難かの照会を、氏名、届出受理番号で確認します。
- ・ 「算定基礎届」、「月額変更届」、「賞与支払届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料（調整保険料、介護保険料を含む）の徴収を行います。
- ・ 「マスター」作成及び入力処理の一部、被保険者証の発行、保険料納入告知書等の作成を健康保険業務システム業者である「㈱大和総研ビジネス・イノベーション」に委託しています。

2. 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に活用します。

- ・ 業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。
- ・ 給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。
- ・ 出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付調整の必要上、他の保険者に「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日などを照会し、給付決定します。
- ・ 他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。
- ・ 傷病手当金の請求者について、他の保険者との重複給付調整の必要上、他の保険者に「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日などを照会し、給付決定します。
- ・ 他の保険者から傷病手当金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。
- ・ 傷病手当金の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、場合によっては主治医に治療状況等を確認又は訪問調査し、給付の決定を行います。
- ・ 柔道整復師療養費の内容審査について、審査業者である「ガリバーインターナショナル㈱」に委託しています。
- ・ 海外療養費に係る診療報酬明細書について、診療報酬点数票及び薬価基準に基づき日本の診療報酬点数への換算を「ガリバーインターナショナル㈱」に委託します。

3. レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金及びSCSKクリニックよりCSV情報で請求されたものは、そのものを原本又は画像とし、当組合の業務処理コンピューターに収納の上、

健康保険業務に活用します。

- レセプトの請求内容審査について、審査業者である「ガリバーインターナショナル(株)」に委託しています。
 - レセプトデータの請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報酬支払基金及びS CSKクリニックに対し、再審査依頼します。
 - 再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確認を取ります。
 - 同様に、高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日などを伝え、確認を取ります。
 - レセプトデータを医療費分析に用い、当組合の医療費適正化対策に活用するとともに、健康診断後の事後措置や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
 - レセプトデータを基に、高額療養費、付加給付(一部負担還元金、合算高額療養付加金、家族療養付加金)の支給決定を行います。
 - レセプトデータを参考にし、傷病手当金の支給決定を行います。
 - レセプトデータを参考にし、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。
 - レセプトデータを参考にし、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。
 - 開示請求の際にも、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、開示請求にあたって、本人以外の場合は、開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。
 - レセプトデータを基に、健康保険業務システム業者である「(株)大和総研ビジネス・イノベーション」に委託し、医療費通知を加入者に通知します。
 - 交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に当該患者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。
 - 健康保険組合連合会(以下「健保連」という)が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプトコピーとその内容の一部を記載した申請書を健保連・高額医療グループに送付し、医療費の助成を受けます。
 - 複数の組合によるレセプト点検研修会の事例とするため、個人情報を消した上で、教材として用います。
 - 資格喪失後の受診により医療費の返還請求が発生した場合、当該患者からの請求に基づき、レセプトのコピーを他の保険者へ医療費の証明として提出します。
4. **健康診断については、健診業務受託業者の(財)日本予防医学協会に業務委託して実施します。**
- 健診受診申し込み者について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、

住所データを提供します。また、委託先提携医療機関に渡し、受診資格の確認及び健診結果の送付に利用します。

- ・ 結果数値については、受診医療機関より受診者に通知するとともに、その数値データを健診受託業者から受け取り、当組合の業務処理コンピューターに入力し、健康診断後の事後措置や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
- ・ 当組合が認める健診費用の受診者一時立替受診の場合は当組合が受診者本人から受診結果表を受け取り、受託業者にデータ化を依頼します。
- ・ 当組合が認める健診費用の事業主一時立替受診の場合は受診医療機関より事業主経由で受診結果を受け取り、受託業者にデータ化を依頼します。
- ・ 事業主の実施する定期健診の場合は事業主の判断により受診医療機関より受け取った受診結果を当組合に提出し、当組合より受託業者にデータ化を依頼します。
- ・ 当組合は、事業主との共同事業として、健康診断を実施しており、被保険者の健診結果数値については、原則としてすべて事業主にも連絡し、双方でそのデータを保有し、被保険者（従業員）の健康管理に役立てていくこととしております。
- ・ 健診結果を基に抽出した各保健事業の対象者名、保健事業への参加状況については事業主と連携し、被保険者（従業員）の健康管理に役立てていくこととしております。
- ・ 健診結果データを「マスター」に保存し、今後のデータと比較することによって、健康管理事業や保健指導の参考資料とします。

5. その他保健事業の実施について

- ・ 健康・介護教室の参加者について「マスター」の氏名、性別、年齢、住所データを運営事務局である「(財)総合健康推進財団」に渡し、申込受付、居住地区の福祉情報提供に使用します。
- ・ 郵送検査の申し込み者について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データ、連絡先を郵送検査受託業者である「(財)日本健康推進財団」に提供します。
- ・ 当組合が行う喫煙対策における「禁煙コンテスト」の参加者について、「マスター」の記号番号、氏名、性別、住所、電話番号を運営事務局である「(株)法研」に渡し、教材の配布、実施期間中の電話支援に利用します。
- ・ 特定保健指導の参加者について、「マスター」の記号番号、氏名、性別、生年月日、電話番号、住所、健診結果データを特定保健指導受託業者である「SOMPO ヘルスサポート(株)」または「(株)フィッツプラス」または「(株)バリューHR」に渡し、特定保健指導実施に利用します。
- ・ 特定保健指導対象者のうち、申し込みが確認できない対象者について、「マスター」の記号番号、氏名、性別、生年月日、健診結果データおよび健診申込時に予約システムに健診受診者が登録した電話番号、住所を特定保健指導実施代行機関である「(株)バリューHR」に渡し、電話参加勧奨に使用します。
- ・ 特定保健指導オプションコースの参加者について、「マスター」の記号番号、氏名、性別、生

年月日、住所、電話番号、メールアドレスを受託業者である「日清医療食品(株)」に提供します。また、オプションコース実施に当たり Web 記録ツール(はらすまダイエット)の利用が必要な場合には、「日清医療食品(株)」を経由して、はらすまダイエットの提供者である「(株)ニッセイコム」にも同様の情報を提供します。

- ・ 前期高齢者の方を対象とした専門職による訪問事業実施のために、訪問事業受託業者である「SOMPO ヘルスサポート(株)」に以下の情報を提供します。

保険証記号・番号・カナ氏名・漢字氏名・性別・続柄・生年月日・資格取得日・住所・電話番号・過去 1 年間分のレセプト情報データ

- ・ 前期高齢者訪問健康相談の参加インセンティブ配付のために、日清医療食品(株)または、東京グリーンシステムズ(株)へ以下の情報を提供します。

保険証記号・番号・氏名・性別・続柄・生年月日・住所・電話番号

- ・ 糖尿病性腎症重症化予防プログラム実施のため、保健指導受託業者である「SOMPO ヘルスサポート(株)」に以下の情報を提供します。

保険証記号・番号・カナ氏名・漢字氏名・性別・続柄・生年月日・電話番号・健康診断結果

- ・ メタボリックシンドローム予備群の方を対象とした保健指導実施のために、保健指導受託業者である「SOMPO ヘルスサポート(株)」に以下の情報を提供します。

保険証記号・番号・カナ氏名・漢字氏名・性別・続柄・生年月日・電話番号・健康診断結果

- ・ インフルエンザ予防接種補助金について、任意の医療機関を利用し、申請書を提出した場合、補助金支給を事業所からの給与と併せて入金してもらう為に、保険証記号・番号・被保険者漢字氏名を事業所に連携します。

- ・ 健康ポータルサイト(PepUp)運用のため、(株)JMDC に以下の情報を提供します。

レセプト情報データ・健診結果データ・記号・番号・続柄・氏名・生年月日・住所・資格取得日・資格喪失日

- ・ 健康ポータルサイト(PepUp)に登録された個人の記録データはインセンティブ付与等、保健事業に利用します。

- ・ 当組合の保健事業利用促進のため、各施策の利用状況等を事業所と連携します。

6. 役職員人事関係データ及び組合会議員名簿、事業所担当者名簿について

- ・ 組合役職員の就任・採用に関する書類は、厳重に保管します。
- ・ 役職員の報酬に関する書類は、厳重に保管し、源泉徴収等の処理に用います。
- ・ 人事考課等人事に関する書類は、厳重に保管し、人事異動などの際に用います。
- ・ 組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。
- ・ 事業所担当者名簿については、事業所担当者説明会や健康管理推進委員会、その他個別の業務連絡などに用います。

7. 特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号(通称マイナンバー)(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む)をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という)により、行政機関等の行政事務を処理する者の中で情報連携を実施する(例:健康保険組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける)等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて利用しません。

なお、番号法に定める利用範囲を超える場合、特定個人情報から個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。

また、当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

- ① 各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当組合の文書管理規程に則り、規定保存年数まで倉庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。

また、紙以外の媒体による個人情報については、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。

- ② 規程の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、紙の書類は読みとれない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、廃棄業者に委託し、溶解処理を行います。

また、パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフトによってデータが読みとれないようにして、廃棄またはリース返却します。

なお、当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する健康保険事業以外には用いません。